

市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育の量の見込み）に関する 中間年の見直しについて

1 国の事業計画の中間年の見直しに係る考え方

(1) 事業計画の達成状況の点検及び評価

支給認定を受けた保護者の認定区分ごと（3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと。以下同じ）の人数が、事業計画における教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を目安として、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされている。

**別紙1 市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直し
のための考え方（作業の手引き）【改訂版】**

(2) 事業計画見直しの要否の基準

① 支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における「量の見込み」よりも10%以上のかい離がある場合には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、事業計画における教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」に該当し、原則として事業計画の見直しが必要となる。

また、10%以上のかい離がない場合についても、

② 平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合 又は、

③ すでに市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

には、「大きくかい離している場合」に準じて見直しを行うものとする。

なお、上記には該当しない場合であっても、

④ 女性就業率の更なる上昇に伴い、保育利用率の上昇が見込まれる場合には、見直しを行うことが望ましい。

(3) 事業計画見直しの考え方

実績値と計画上の「量の見込み」のかい離は、「推計児童数」と「支給認定割合」のかい離から生じるため、事業計画見直しにおいては、上記要因を精査し、平成31年度末までの「推計児童数」と「支給認定割合」を改めて算出し、「量の見込み」の補正を行う。

〈「量の見込み」の計算式（中間年における見直し時）〉

「補正後の推計児童数」 × 「補正後の支給認定割合」 = 「見直し後の量の見込み（人）」
--

- 「推計児童数」のかい離
推計時の予想を超えて、児童数が増大している…大規模マンション建設による就学前児童数増、出生数の増等
- 「支給認定割合」のかい離
推計時の予想を超えて、教育・保育のニーズが高まっている…共働き世帯の増、保育所整備の進捗等に伴う保育の利用意向の上昇等

2 本市における事業計画見直しの基準に係る状況

(1) 平成28年度の支給認定区分ごとの子どもの実績値と計画値のかい離について（①について）

認定区分のうち、0歳児については、実績値と事業計画に10%以上のかい離が発生している。

別紙2 平成28年度の支給認定区分ごとの子どもの計画値と要保育児童数（預かり保育含む）

(2) 平成29年度末以降、引き続き受け皿の整備を行う必要性について（②について）

事業計画に基づき整備を進めているものの、平成29年4月時点の潜在的待機児童数は依然469人おり、また、年度途中入所は難しい状況が続いている。

別紙3 保育所等利用状況等

(3) 年度ごとに設定した目標値を超えた整備について（③について）

毎年度、事業計画において設定した目標値を上回る受入枠を確保している。

別紙4 各年度の保育施設等整備状況

(4) 女性就業率の更なる上昇に伴う保育利用率の上昇について（④について）

国勢調査結果による京都市の25～44歳の女性の就業率の推移は次のとおりである。

〈京都市の25～44歳の女性の就業率の推移〉

年度	人口 ①	就業者数 ②	無回答 ③	就業率 ②／(①-③)
17年度	207,680	126,168	—	60.8%
22年度	202,001	128,876	13,819	68.5%
27年度	189,549	124,198	24,826	75.4%

3 本市における計画値と実績値の関係

(1) 就学前児童数

ア 就学前児童数については、全市的に見れば、平成29年度に至るまでの計画値と実績値のかい離率が1%以内であり、計画時の推計値は極めて正確であったと言える。

年度	計画値	実績値	かい離率
27年度	65,869	65,779	△0.14%
28年度	65,522	65,503	△0.03%
29年度	65,101	64,748	△0.54%

イ 一方で、提供区域別に見れば、多少のぶれが生じている。

別紙5 提供区域別の就学前児童数の計画値と実績値

(2) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業(2号、3号)の支給認定割合 支給認定割合について、平成28年度末時点における実績値は計画値を 2. 2pt上回っている。

認定区分	計画値	実績値	差引
0歳	31.9%	46.1%	14.2pt
1, 2歳	49.4%	53.5%	4.1pt
2号	55.5%	52.4%	△3.1pt
計	49.5%	51.7%	2.2pt

(3) 幼稚園預かり保育の実施状況

ア 幼稚園預かり保育の実施園数は次のとおりとなっており、実施率は非常に高い状況となっている。

年度	幼稚園数	実施園数	実施率
27年度	113	109	96.5%
28年度	113	110	97.3%

イ 保育要件を満たす児童の幼稚園預かり保育の利用について、これまでの調査結果を踏まえると、平成29年度の実績も2,000人を超えるものと想定される。

年度	計画	確保状況(実績値)※
27年度	422	612
28年度	773	1,354
29年度	1,124	調査中

※ 保育要件を満たす幼稚園預かり保育利用児童数(満3歳児～5歳児)
は、平成27年度2,016人、平成28年度2,123人であった。

事務連絡
平成29年6月29日

各 都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方の改訂について（作業の手引き【改訂版】の送付）

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

市町村子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号。以下「基本指針」という。）において、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行う」こととなっています。

また、平成29年6月2日に「子育て安心プラン」が公表され、待機児童解消に取り組む意欲的な自治体を支援するため、待機児童を解消するために必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、遅くとも平成32年度末までの3年間で待機児童を解消するとともに、「M字カーブ」を解消するため、平成34年度末までの5年間で25歳～44歳の女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することとされました。

平成29年1月27日付事務連絡において、基本指針に基づいて、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しを行うための作業の手引きをお示ししたところですが、子育て安心プランを踏まえ、別添のとおり改訂いたしましたので、各都道府県及び各

市町村におかれでは、これを参考としてご活用いただき、潜在的な保育ニーズを十分に把握した上での適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村に対して遺漏のないよう周知いただくとともに、管内市町村の対応状況も踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

なお、各市町村において中間年の見直しにより算出される「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」等の調査について、平成29年3月29日付事務連絡でお示しした調査票に基づき、別途調査を実施いたしますので、ご承知おきください。

市町村子ども・子育て支援事業計画 等に関する中間年の見直しのための 考え方（作業の手引き）【改訂版】

平成 29 年 6 月 29 日

1. はじめに

本資料は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。)に基づき、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において計画期間の中間年における見直し（以下「中間年の見直し」という。）を行うための参考となる考え方を示すものである。

本資料における見直しの考え方は、市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）の策定時において、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（以下「手引き」という。）等に基づき、教育・保育の量の見込みを算出している場合を念頭に置いたものである。

実際にどのような方法で見直しを行うかは、今回お示しした算出方法の全体を活用する、一部を活用する等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断いただきたい。

なお、25歳～44歳の女性就業率（以下単に「女性就業率」という。）の上昇を十分見込んだ上で、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、既に見直しを行った自治体について、改めて作業を行うことまでを求める趣旨ではない。

2. 見直しの要否の基準（「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」の解釈等）

基本指針においては、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」としているところ、平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定区分ごと（3 号認定については、0 歳児と 1・2 歳児ごと。以下同じ。）の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも 10% 以上のかい離がある場合（実績値／量の見込み ≤ 90%、110% ≤ 実績値／量の見込みとなる場合）には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となる。

また、10% 以上のかい離がない場合についても、

- ① 平成 29 年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合 又は、
- ② 既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

には、「大きくかい離している場合」に準じて、見直しを行うものとする。

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合など、特別の事情がある場合には、見直しを行わないこともできる。また、上記には該当しない場合であっても、各市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えない（女性就業率の更なる上昇に伴い、保育利用率の上昇が見込まれる場合や実績値 > 量の見込みとなる場合には、見直しを行うことが望ましい）。

（参考）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

（略）

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の 2 の (一) 又は四の 2 の (一) により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

3. 見直しの手順

(1) 実績値の把握

見直しの要否における「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、市町村計画において設定した提供区域ごとに、支給認定区分ごとの子どもの平成28年4月1日時点における実績値に基づくこととし、その把握に当たっての基本的な考え方及び留意事項は、以下のとおりとする。

<1号認定子ども>

1号認定子どもについては、市町村計画における「量の見込み」の中に、支給認定を受けずに、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園（以下「未移行園」という。）を利用する子どもの数も含まれており、「実績値」についても、認定実績に、当該子どもの数を加える必要があるため、都道府県の私学担当部局と密接に連携しつつ、適切な把握に努めていただきたい。

<2・3号認定子ども>

2・3号認定子どもについては、認定を受けた後に利用調整を行うことが通常と考えられることから、認定実績を「実績値」とすることを基本とする。

なお、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（以下「地方単独事業」という。）等による保育については、当分の間、確保方策に含めることを可能としていることから、認定を受けずに地方単独事業等を利用している子どもの数について把握している場合には、必要に応じて2・3号認定子どもの「実績値」に含める。

(2) 「実績値」と「量の見込み」との比較

(1)に基づき把握した「実績値」について、支給認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較した結果、「2. 見直しの要否の基準」に照らして見直しが必要と判断する場合には、以下の記載に従って、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

(3) 要因分析及び補正

①「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」における量の見込みの算出の考え方

市町村子ども・子育て支援事業計画策定時に示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月20日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室）における「量の見込み」については、次の計算式により算出している。

<「量の見込み」の計算式（計画策定当時）>

①「推計児童数」×(②「潜在家庭類型」×③「利用意向率」) = 「量の見込み（人）」

このため、「実績値」と「量の見込み」との間にかい離が生じている場合、大きく以下の2つの要因が考えられる。各市町村においては、それぞれの要因がどの程度影響しているかを精査していただく必要がある。

- ア 上記①に関係する事項として、推計時に想定できなかつた事情により、児童数自体が増大している（例えば、大規模マンションの建設による就学前児童数の増加、出生数の増加など）
- イ 上記②③に関係する事項として、推計時の予想を超えて、教育・保育のニーズが高まっている（例えば、専業主婦（主夫）世帯から共働き世帯への移行、幼稚園における預かり保育の活用により保育認定を受けられる保護者が幼稚園を利用するケースの増加、保育の必要性の認定事由の明確化や保育所整備の進捗等に伴う保育の利用意向の上昇など）

②中間年における「量の見込み」の見直しの考え方

中間年における教育・保育の量の見込みの見直しにおいては、上記ア及びイの要因を精査の上、平成31年度末までの「①推計児童数」と「②潜在家庭類型・③利用意向率」を改めて算出の上、「量の見込み」の補正を行う。

その際、「①推計児童数」については、最新の諸情勢（自然増減（出生数－死亡数）と社会増減（転入数－転出数）の双方を含む。）を踏まえて再度推計を実施して数値を補正するとともに、「②潜在家庭類型・③利用意向率」については、直近の数字である平成28年4月時点における1号～3号の支給認定区分ごとに、児童数に占める支給認定子どもの割合（以下「支給認定割合」という。）の数値をもって代替することを基本としつつ、下記4（2）「支給認定割合の補正の考え方」で記載の要素を加味して補正を行うこととする。

<「量の見込み」の計算式（中間年における見直し時）>

「補正後の推計児童数」×「支給認定割合」=「見直し後の量の見込み（人）」

4. 見直しの方法

(1) 推計児童数

児童数の見直しに当たっては、かい離の要因を分析するため、平成27年及び平成28年の4月1日の計画時の推計値と実績値を比較する。

その結果、推計児童数にかい離が生じている場合には、社会増減（転入数－転出数）によるものか、自然増減（出生数－死亡数）によるものかを分析すること。

(i) 社会増減による場合

社会増減によるものについては、一時的な要因※によるものか否かを確認する。

※「一時的な要因」としては、宅地開発や大規模マンションの建設等の増加要因及び大規模災害等の減少要因を分析する。その際、市町村内の開発計画や災害復興計画・避難計画などを所管する関係部局と十分連携を行い、市町村内における現状を把握する必要がある。

この場合、今後の社会増減に影響を与える要因の有無を確認した上で、その影響の評価・設定が適切であるかを確認した上で、必要があれば改めて算出し、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。

(ii) 自然増減による場合

自然増減によるものについては、直近の実績値を用いて、自然増減のトレンドを踏まえて改めて算出し、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。その際、必要に応じ、親世代の社会増減など当該市町村内における社会増減が自然増減に与える影響を加味することも考えられる。

(iii) 既存のデータの活用

上記の方法によるほか、推計児童数の算出に当たって、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時における人口推計など自然増減・社会増減を考慮に入れて算出した既存のデータを活用して差支えない。

(2) 支給認定割合の補正の考え方

(i) 考え方

支給認定割合の補正に当たっては、平成27年度・平成28年度のトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要である。特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性就業率の上昇傾向（特に全国的には平成34年度末までに女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備していること）に留意いただきたい。

支給認定区分ごとに特に留意すべき事項は次のとおりである。

(ii) 1号認定子ども

1号認定子どもについては、女性の就業増加によって、従前幼稚園を利用していた層が保育所等の利用を希望する場合があることに十分留意の上、地域の実情等を踏まえた適切な補正を行う必要がある。

<計算式イメージ>

補正後の1号認定子どもの割合

$$= (1\text{号認定子どもの実績値} - \text{女性の就業増加に伴う補正值}) \div (\text{実績値} \text{に用いた時点の3歳以上の小学校就学前子ども数})$$

(iii) 2号認定子どもの支給認定割合のかい離の要因分析・補正

2号認定子どもについては、保育認定事由ごとの増減を分析し、かい離が生じた要因となっている保育認定事由を把握する。

その上で、以下を踏まえて補正を行うこと。

- ア かい離の要因となっている保育認定事由が、就労及び求職活動、育児休業である場合は、補正を行う。この場合、平成27年度及び平成28年度の申請状況（既に平成29年度に向けた申請を受け付けている場合には、平成29年度の申請状況を含む。）に基づき、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。
- イ かい離の要因となっている保育認定事由が、災害復旧など外部的な一時的要因であることが明白である場合には、今後の見込みにおいて、考慮しないこととして差支えない。
- ウ かい離の要因となっている保育認定事由が、妊娠・出産など個々人でみれば一時的な要因であっても、地域の中で一定の割合で継続的に存在しうる要因については、その傾向を分析し、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。
- エ 子育て安心プランにおいて、国においては、待機児童解消に取り組む意欲的な自治体を支援するため、待機児童を解消するために必要な受け皿の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、遅くとも平成32年度末までに全国の待機児童を解消するとともに、平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされていること。

<計算式イメージ>

補正後の 2 号認定子どもの割合

$$= (2 \text{号認定子どもの実績値} + \text{認定事由に基づく補正值}) \div (\text{実績値に用いた時点の3歳以上の小学校就学前子ども数})$$

※「認定事由に基づく補正值」

・・・災害復旧など外部的な一時的要因に基づく場合は当該認定事由の数を減とし、就労及び求職活動、育児休業や妊娠出産等について増加傾向にある場合には、平成 27 年度及び平成 28 年度の実績を踏まえて補正を行う。

補正例：

<災害復旧など外部的な一時的要因に基づく場合>

⇒ 災害復旧が終了すると認められる時期以降について、災害復旧の認定数分を差し引く。

<就労及び求職活動、育児休業や妊娠出産等の認定事由の補正>

⇒ 原則として、平成 27 年度及び平成 28 年度の申請状況に基づき対応する。

ただし、3 号認定子どもの認定状況等を考慮して、平成 27 年度及び平成 28 年度の 2 号認定子どもの実績値を上回ることが明らかな場合は、当該 3 号認定子どもの実績値等を踏まえ、補正する。

(iv) 3 号認定子どもの支給認定割合のかい離の要因分析・補正

3 号認定子どもについては、0 歳と 1・2 歳ごとに、保育認定事由ごとの増減を分析し、かい離が生じた要因となっている保育認定事由を把握する。

その上で、以下を踏まえて補正を行うこと。

ア かい離の要因となっている保育認定事由が、就労及び求職活動、育児休業である場合は、補正を行う。この場合、実績値に加え、女性就業率（全国的には平成 34 年度末までに女性就業率 80%）と 1・2 歳児の保育所等利用率が正の相関関係にあることを考慮し、平成 31 年度末までの見込みについて補正を行う。

イ かい離の要因となっている保育認定事由が、災害復旧など外部的な一時的要因であることが明白である場合には、今後の見込みにおいて、考慮しないこととして差支えない。

ウ かい離の要因となっている保育認定事由が、妊娠・出産など個々人でみれば一時的な要因であっても、地域の中で一定の割合で継続的に存在しうる要因については、その傾向を分析し、平成 31 年度末までの見込みについて補正を行う。

エ 子育て安心プランにおいて、国においては、待機児童解消に取り組む意欲的な自治体を支援するため、待機児童を解消するために必要な受け皿の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、遅くとも平成32年度末までに全国の待機児童を解消するとともに、平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされていること。

注：全国的には、女性就業率80%となった場合、1・2歳児の保育利用率は60%程度になると推計される。

<計算式イメージ>

補正後の3号認定子どもの割合

$$= (3\text{号認定子どもの実績値} + \text{認定事由に基づく補正值}) \div (\text{実績値に用いた時点の3歳未満の小学校就学前子どもの数})$$

※「認定事由に基づく補正值」

・・・2号認定子どもにおける「認定事由に基づく補正值」に加え、女性就業率が上昇している場合には、女性就業率と1・2歳児の保育所等利用率の正の相関関係を基に増加の補正を行う。

(3) 補正後の「量の見込み」の算出（総括）

上記(2)に基づき、平成30年度及び平成31年度ごとに、補正後の「量の見込み」を算出し、以下のとおり整理する。

<入力シート>

(i) 1号認定子どもに関する量の見込み

	平成30年度	平成31年度
補正後の「推計児童数」 (3歳以上) (a)		
補正後の1号認定の「支給認定割合」(b)		
補正後の1号認定に関する 「量の見込み」(a×b)		

(ii) 2号認定子どもに関する量の見込み

	平成30年度	平成31年度
補正後の「推計児童数」 (3歳以上) (c)		
補正後の2号認定の「支給認定割合」(d)		
補正後の2号認定に関する 「量の見込み」(c×d)		

(iii) 3号認定子どもに関する量の見込み

	平成30年度		平成31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
補正後の「推計児童数」(0～2歳児) (e)				
補正後の3号認定の「支給認定割合」(f)				
補正後の3号認定に関する「量の見込み」(e×f)				

5. 必要利用定員総数の確保のための運用上の工夫

子育て安心プランに係る6つの支援パッケージとともに、既に発出した事務連絡等における待機児童解消等に関する各種事項を最大限活用し、教育・保育施設及び地域型保育施設事業を行う者の確保に向けた各般の取組を進めること。また、下記のような運用上の工夫を行うことなどにより、各年度ごとの必要利用定員総数を確実に確保できるよう、計画的な受け皿整備を行うこと。

- ① 保育所や認定こども園を新たに整備を行った後、4・5歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が生じることが多いことに鑑み、運営開始後1～3年目については、4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降については、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行うこと。

- ② 企業主導型保育施設について、企業主導型保育施設の設置者と調整を行い、地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、市町村計画の整備量に含めて差支えないこととする予定であるため、その積極的な活用を図ること。（基本指針を改正予定）
- ③ 都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンション等の開発を行う際には、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保すること。
- ④ 必要利用定員総数について、平成31年度の必要利用定員総数が、平成30年度の必要利用定員総数以上である場合には、認可に係る需給調整においては、各年度の必要利用定員総数に基づき認可を行うのではなく、計画期間の終期である平成31年度の必要利用定員総数に基づき行うこととすること。（省令・基本指針を改正予定）
- ⑤ 幼稚園における3～5歳児に対する預かり保育の充実や各種事業を活用した0～2歳児の受入れは、待機児童解消に資する重要な取組であり、以下のとおり、保育の受け皿の確保策として位置付けることを可能とする予定であることから、これも踏まえ、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討すること。（基本指針を改正予定）
- ア 幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもに関する受け皿の確保策として位置付け、計画に計上することを可能とすること。
- イ 幼稚園において、子育て安心プランに基づく一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入れや、「幼稚園における長時間預かり運営費支援事業」による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもに関する受け皿の確保策として位置付け、計画に計上することを可能とすること。

6. その他の留意点

（1）地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行うこと。

その際、

- ・放課後児童クラブについては、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う

- ・延長保育事業及び病児保育事業について、保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う
- ・一時預かり事業について、一時預かりを行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭類型の割合、専業主婦（主夫）家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う
- ・利用者支援事業について、昨年度、厚生労働省で行った「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」におけるとりまとめにおいて示されたとおり、保護者の意向を丁寧に確認し、潜在的な保育ニーズを適切に把握するためには保育コンシェルジュの活用が重要であることを踏まえ、見直しを行う
- ・地域子育て支援拠点事業を始め、上記以外の地域子ども・子育て支援事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う

ことなどが考えられる。

(2) 「量の見込み」を下方修正する場合の留意点

見直しの結果、市町村計画における「量の見込み」を下方修正する必要性が高いと判断した場合には、既に事業を実施している事業者及び事業の実施を検討している事業者と十分に情報共有等を図ること。

(3) 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の見直し（認定こども園の移行に関する事項を含む）

各都道府県においては、管内市町村の対応状況も踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切な見直しを進めること。その際、市町村の区域を超えた教育・保育施設の利用（広域利用）が適切に市町村計画に反映されるようにするために、関係市町村間の連携・調整を支援するとともに、広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。また、既存の幼稚園・保育所の希望に応じて認定こども園への移行を可能とするために設定いただいている「都道府県計画で定める数」について、改めて管内の事業者の希望を把握した上で、見直しを行うことが望ましいこと。

(4) 見直しに当たっての手続き

見直しに当たっては、子ども・子育て支援法に基づき、地方版子ども・子育て会議等で議論を行うとともに、市町村・都道府県間で十分連携して対応すること。

7. 今後のスケジュール（イメージ）

国	都道府県・市町村
平成 29 年度 【夏頃】基本指針等の改正 【秋頃目途】内閣府において、教育・保育の量の見込みの改定状況取りまとめ（最終集計）	【6月～8月】各都道府県・市町村において、教育・保育の量確保策等の見直し作業 【秋から冬】各都道府県・市町村において、計画の改定作業 【年度末】各都道府県・市町村において、計画の見直し作業終了

平成28年度の支給認定区分ごとの子どもの計画値と要保育児童数(預かり保育含む)

認定区分		計画値 (平成28年度末) ①	要保育児童数 (平成28年度末) ②	差引 ②-①	割合 ①／②
保育	0歳	3,457	5,078	1,621	146.9%
	1・2歳	10,853	11,663	810	107.5%
	2号	18,927	18,503	▲ 424	97.8%
	計	33,237	35,244	2,007	106.0%
教育	1号	13,782	13,141	▲ 641	95.3%

保育所等の利用状況等

(単位：人)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度
	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日	4月1日
保育所等利用申込児童数 ①	30,346	31,771	31,027	32,691	31,647
保育要件非該当数 ②	134	218	42	285	7
育児休業中 a	23	105	21	240	0
求職活動休止 b	30	30	0	13	0
その他	81	83	21	32	7
保育認定児童数 ③=①-②	30,212	31,553	30,985	32,406	31,640
保育所等利用児童数 ④	29,709	30,572	30,444	31,152	31,101
保育所・認定こども園	29,002	29,750	29,440	30,034	29,786
小規模保育事業等	707	822	1,004	1,118	1,315
幼稚園預かり保育利用児童数 ⑤	42	47	49	63	66
企業主導型保育事業利用児童数 ⑥	—	—	—	—	4
特定の保育所等を希望等 c ⑦	461	851	492	1,117	469
待機児童数 ③-④-⑤-⑥-⑦	0	83	0	74	0
潜在的待機児童数 a + b + c	514	986	513	1,370	469

※ 待機児童数の集計について、平成27年度及び平成28年度は旧定義を適用、平成29年度は新定義を適用

各年度の保育施設等整備状況

別紙4

平成29年7月11日時点

年度		保育施設等			幼稚園 預かり保育	計
		保育所等	小規模保育 事業等	小計		
27	事業計画	945	422	1,367	422	1,789
	確保受入枠	845	536	1,381	612	1,993
	27年4月先行実施	195	285	480	0	480
	28年4月確保受入枠	650	251	901	612	1,513
	差引	△ 100	114	14	190	204
28	事業計画	744	351	1,095	351	1,446
	29年4月確保受入枠	600	372	972	742	1,714
	差引	△ 144	21	△ 123	391	268
29	事業計画	742	351	1,093	351	1,444
	30年4月受入枠確保見込	1,105	10	1,115	769	1,884
	差引	363	△ 341	22	418	440
計	事業計画	2,431	1,124	3,555	1,124	4,679
	受入枠確保(見込含む)	2,550	918	3,468	2,123	5,591
	差引	119	△ 206	△ 87	999	912

※29年度の保育所等・小規模保育事業等の実績値は、平成29年7月11日時点での整備予定分

※29年度の幼稚園預かり保育の実績値は、平成28年7月の調査結果を仮置き

提供区域別の就学前児童数の計画値と実績値(平成27年度)

提供区域	計画値							実績値							差引(実績値-計画値)						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
北1	414	432	420	406	493	435	2,600	447	433	461	448	429	511	2,729	33	1	41	42	▲ 64	76	129
北2	308	324	313	352	361	378	2,036	324	336	315	335	368	363	2,041	16	12	2	▲ 17	7	▲ 15	5
上京1	243	247	290	287	266	276	1,609	245	278	245	301	322	279	1,670	2	31	▲ 45	14	56	3	61
上京2	237	245	221	262	246	271	1,482	229	248	241	230	273	241	1,462	▲ 8	3	20	▲ 32	27	▲ 30	▲ 20
左京1	4	3	4	1	2	2	16	5	4	4	5	1	4	23	1	1	0	4	▲ 1	2	7
左京2	14	13	10	15	17	14	83	10	15	17	11	16	15	84	▲ 4	2	7	▲ 4	▲ 1	1	1
左京3	331	340	352	347	356	381	2,107	309	355	347	360	379	353	2,103	▲ 22	15	▲ 5	13	23	▲ 28	▲ 4
左京4	521	509	531	574	573	588	3,296	597	585	533	540	569	596	3,420	76	76	2	▲ 34	▲ 4	8	124
左京5	283	271	291	264	310	282	1,701	278	291	264	296	264	303	1,696	▲ 5	20	▲ 27	32	▲ 46	21	▲ 5
中京1	334	357	329	350	352	361	2,083	374	315	352	328	324	333	2,026	40	▲ 42	23	▲ 22	▲ 28	▲ 28	▲ 57
中京2	470	455	422	455	473	432	2,707	461	487	464	440	469	464	2,785	▲ 9	32	42	▲ 15	▲ 4	32	78
東山	205	194	200	195	203	178	1,175	202	217	180	208	206	199	1,212	▲ 3	23	▲ 20	13	3	21	37
山科1	358	391	339	389	358	344	2,179	344	324	373	351	379	352	2,123	▲ 14	▲ 67	34	▲ 38	21	8	▲ 56
山科2	329	335	327	321	316	300	1,928	349	329	303	347	302	297	1,927	20	▲ 6	▲ 24	26	▲ 14	▲ 3	▲ 1
山科3	325	346	356	378	368	366	2,139	330	322	340	349	385	371	2,097	5	▲ 24	▲ 16	▲ 29	17	5	▲ 42
下京1	421	426	339	346	300	317	2,149	459	385	414	353	347	311	2,269	38	▲ 41	75	7	47	▲ 6	120
下京2	202	198	205	215	187	191	1,198	199	188	170	195	207	172	1,131	▲ 3	▲ 10	▲ 35	▲ 20	20	▲ 19	▲ 67
南1	632	622	613	582	564	611	3,624	637	613	607	609	561	562	3,589	5	▲ 9	▲ 6	27	▲ 3	▲ 49	▲ 35
南2	245	240	212	197	194	183	1,271	249	218	223	196	187	197	1,270	4	▲ 22	11	▲ 1	▲ 7	14	▲ 1
右京1	158	161	161	191	198	192	1,061	152	176	168	175	190	196	1,057	▲ 6	15	7	▲ 16	▲ 8	4	▲ 4
右京2	173	181	176	208	220	201	1,159	185	185	189	161	216	226	1,162	12	4	13	▲ 47	▲ 4	25	3
右京3	731	776	677	741	701	709	4,335	689	705	744	713	736	714	4,301	▲ 42	▲ 71	67	▲ 28	35	5	▲ 34
右京4	470	451	471	416	420	423	2,651	460	446	425	441	380	386	2,538	▲ 10	▲ 5	▲ 46	25	▲ 40	▲ 37	▲ 113
右京5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	3	2	0	0	1	0	0	3
右京6	23	30	20	28	28	39	168	14	22	26	23	27	27	139	▲ 9	▲ 8	6	▲ 5	▲ 1	▲ 12	▲ 29
西京1	372	373	350	352	367	343	2,157	373	359	365	372	371	366	2,206	1	▲ 14	15	20	4	23	49
西京2	609	570	556	541	486	535	3,297	589	609	564	572	543	471	3,348	▲ 20	39	8	31	57	▲ 64	51
洛西	335	371	348	371	403	398	2,226	300	356	371	377	390	413	2,207	▲ 35	▲ 15	23	6	▲ 13	15	▲ 19
伏見1	349	358	323	363	346	309	2,048	338	323	323	324	356	339	2,003	▲ 11	▲ 35	0	▲ 39	10	30	▲ 45
伏見2	322	325	305	327	320	344	1,943	345	334	330	322	338	336	2,005	23	9	25	▲ 5	18	▲ 8	62
伏見3	185	168	183	182	187	210	1,115	164	192	160	184	157	180	1,037	▲ 21	24	▲ 23	2	▲ 30	▲ 30	▲ 78
伏見4	499	493	590	517	567	528	3,194	478	530	467	613	502	565	3,155	▲ 21	37	▲ 123	96	▲ 65	37	▲ 39
深草	446	432	455	428	399	423	2,583	432	471	430	468	419	402	2,622	▲ 14	39	▲ 25	40	20	▲ 21	39
醍醐	380	409	388	439	464	469	2,549	321	364	387	380	433	454	2,339	▲ 59	▲ 45	▲ 1	▲ 59	▲ 31	▲ 15	▲ 210
総計	10,928	11,046	10,777	11,040	11,045	11,033	65,869	10,890	11,015	10,802	11,028	11,046	10,998	65,779	▲ 38	▲ 31	25	▲ 12	1	▲ 35	▲ 90

提供区域別の就学前児童数の計画値と実績値(平成28年度)

提供区域	計画値							実績値							差引(実績値-計画値)						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
北1	411	434	426	420	406	492	2,589	427	446	441	456	435	439	2,644	16	12	15	36	29	▲ 53	55
北2	306	325	337	322	359	367	2,016	314	334	345	334	335	368	2,030	8	9	8	12	▲ 24	1	14
上京1	241	260	256	302	298	270	1,627	233	236	278	246	302	319	1,614	▲ 8	▲ 24	22	▲ 56	4	49	▲ 13
上京2	236	238	245	219	266	246	1,450	270	235	254	244	223	265	1,491	34	▲ 3	9	25	▲ 43	19	41
左京1	4	4	3	5	1	2	19	2	5	4	4	5	1	21	▲ 2	1	1	▲ 1	4	▲ 1	2
左京2	14	14	13	10	15	17	83	12	14	17	18	11	16	88	▲ 2	0	4	8	▲ 4	▲ 1	5
左京3	329	359	347	364	362	362	2,123	314	315	364	358	354	369	2,074	▲ 15	▲ 44	17	▲ 6	▲ 8	7	▲ 49
左京4	518	554	509	533	568	576	3,258	525	598	583	551	533	560	3,350	7	44	74	18	▲ 35	▲ 16	92
左京5	281	291	272	293	262	310	1,709	239	293	283	266	291	262	1,634	▲ 42	2	11	▲ 27	29	▲ 48	▲ 75
中京1	332	346	361	334	372	362	2,107	363	341	306	349	333	318	2,010	31	▲ 5	▲ 55	15	▲ 39	▲ 44	▲ 97
中京2	467	474	445	427	453	470	2,736	524	480	482	455	450	460	2,851	57	6	37	28	▲ 3	▲ 10	115
東山	204	209	195	203	200	205	1,216	208	200	214	173	204	211	1,210	4	▲ 9	19	▲ 30	4	6	▲ 6
山科1	356	355	373	335	377	357	2,153	357	340	324	373	349	382	2,125	1	▲ 15	▲ 49	38	▲ 28	25	▲ 28
山科2	327	328	328	324	318	315	1,940	335	327	307	290	342	301	1,902	8	▲ 1	▲ 21	▲ 34	24	▲ 14	▲ 38
山科3	322	326	337	347	379	366	2,077	328	343	326	337	350	385	2,069	6	17	▲ 11	▲ 10	▲ 29	19	▲ 8
下京1	418	393	401	326	333	294	2,165	449	454	380	394	350	348	2,375	31	61	▲ 21	68	17	54	210
下京2	201	202	199	201	211	186	1,200	174	207	169	174	192	209	1,125	▲ 27	5	▲ 30	▲ 27	▲ 19	23	▲ 75
南1	627	620	611	602	571	560	3,591	619	627	597	595	604	545	3,587	▲ 8	7	▲ 14	▲ 7	33	▲ 15	▲ 4
南2	243	229	220	193	190	187	1,262	315	271	226	221	197	183	1,413	72	42	6	28	7	▲ 4	151
右京1	157	166	167	163	195	200	1,048	177	165	173	176	173	199	1,063	20	▲ 1	6	13	▲ 22	▲ 1	15
右京2	171	189	183	177	210	224	1,154	184	192	187	192	174	221	1,150	13	3	4	15	▲ 36	▲ 3	▲ 4
右京3	726	735	777	664	729	699	4,330	690	691	712	739	690	742	4,264	▲ 36	▲ 44	▲ 65	75	▲ 39	43	▲ 66
右京4	467	464	433	455	408	412	2,639	473	451	426	400	434	374	2,558	6	▲ 13	▲ 7	▲ 55	26	▲ 38	▲ 81
右京5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3	0	2	0	0	1	0	3
右京6	23	25	31	20	29	29	157	26	14	24	26	24	29	143	3	▲ 11	▲ 7	6	▲ 5	0	▲ 14
西京1	369	368	366	341	348	362	2,154	393	378	346	353	374	369	2,213	24	10	▲ 20	12	26	7	59
西京2	605	598	552	540	530	486	3,311	602	565	601	558	568	551	3,445	▲ 3	▲ 33	49	18	38	65	134
洛西	333	357	372	350	373	405	2,190	316	319	350	374	376	396	2,131	▲ 17	▲ 38	▲ 22	24	3	▲ 9	▲ 59
伏見1	346	337	341	310	353	341	2,028	395	319	309	321	326	352	2,022	49	▲ 18	▲ 32	11	▲ 27	11	▲ 6
伏見2	320	323	322	303	329	320	1,917	312	359	326	330	326	352	2,005	▲ 8	36	4	27	▲ 3	32	88
伏見3	183	185	163	177	179	182	1,069	157	161	182	152	181	158	991	▲ 26	▲ 24	19	▲ 25	2	▲ 24	▲ 78
伏見4	496	513	489	587	516	565	3,166	463	487	514	477	594	500	3,035	▲ 33	▲ 26	25	▲ 110	78	▲ 65	▲ 131
深草	443	447	424	450	430	399	2,593	443	453	455	420	467	407	2,645	0	6	31	▲ 30	37	8	52
醍醐	378	384	409	380	435	459	2,445	366	314	359	387	381	415	2,222	▲ 12	▲ 70	▲ 50	7	▲ 54	▲ 44	▲ 223
総計	10,854	11,052	10,907	10,677	11,005	11,027	65,522	11,005	10,936	10,864	10,743	10,949	11,006	65,503	151	▲ 116	▲ 43	66	▲ 56	▲ 21	▲ 19

提供区域別の就学前児童数の計画値と実績値(平成29年度)

提供区域	計画値							実績値							差引(実績値-計画値)						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
北1	409	431	428	426	418	405	2,517	420	437	451	456	460	446	2,670	11	6	23	30	42	41	153
北2	304	323	339	348	327	365	2,006	282	334	339	358	338	337	1,988	▲ 22	11	0	10	11	▲ 28	▲ 18
上京1	239	258	269	266	313	303	1,648	236	239	243	263	255	308	1,544	▲ 3	▲ 19	▲ 26	▲ 3	▲ 58	5	▲ 104
上京2	234	236	238	243	221	266	1,438	238	269	236	260	252	230	1,485	4	33	▲ 2	17	31	▲ 36	47
左京1	4	4	4	3	5	1	21	5	2	6	4	4	4	25	1	▲ 2	2	1	▲ 1	3	4
左京2	14	14	14	13	10	15	80	10	13	15	19	19	12	88	▲ 4	▲ 1	1	6	9	▲ 3	8
左京3	327	357	365	358	379	368	2,154	310	342	299	370	366	351	2,038	▲ 17	▲ 15	▲ 66	12	▲ 13	▲ 17	▲ 116
左京4	514	550	552	512	528	569	3,225	534	509	610	570	548	538	3,309	20	▲ 41	58	58	20	▲ 31	84
左京5	279	289	290	273	289	263	1,683	265	260	295	302	268	294	1,684	▲ 14	▲ 29	5	29	▲ 21	31	1
中京1	330	344	350	368	355	381	2,128	339	376	333	312	348	336	2,044	9	32	▲ 17	▲ 56	▲ 7	▲ 45	▲ 84
中京2	464	471	463	449	425	450	2,722	466	516	474	477	447	444	2,824	2	45	11	28	22	▲ 6	102
東山	203	207	208	198	207	202	1,225	193	204	190	212	172	206	1,177	▲ 10	▲ 3	▲ 18	14	▲ 35	4	▲ 48
山科1	354	352	338	370	326	377	2,117	332	341	318	315	358	338	2,002	▲ 22	▲ 11	▲ 20	▲ 55	32	▲ 39	▲ 115
山科2	325	326	322	327	321	317	1,938	363	334	321	306	290	341	1,955	38	8	▲ 1	▲ 21	▲ 31	24	17
山科3	320	324	317	329	348	377	2,015	307	319	339	310	338	346	1,959	▲ 13	▲ 5	22	▲ 19	▲ 10	▲ 31	▲ 56
下京1	415	391	370	387	314	326	2,203	444	433	424	367	392	338	2,398	29	42	54	▲ 20	78	12	195
下京2	199	201	204	194	196	210	1,204	185	178	201	175	175	183	1,097	▲ 14	▲ 23	▲ 3	▲ 19	▲ 21	▲ 27	▲ 107
南1	623	616	607	600	591	566	3,603	607	605	589	584	584	600	3,569	▲ 16	▲ 11	▲ 18	▲ 16	▲ 7	34	▲ 34
南2	242	227	210	201	187	182	1,249	282	289	252	219	216	198	1,456	40	62	42	18	29	16	207
右京1	156	165	172	171	166	198	1,028	163	192	163	183	178	177	1,056	7	27	▲ 9	12	12	▲ 21	28
右京2	170	188	192	186	179	214	1,129	180	190	191	188	194	186	1,129	10	2	▲ 1	2	15	▲ 28	0
右京3	720	730	735	764	659	724	4,332	707	678	684	713	720	693	4,195	▲ 13	▲ 52	▲ 51	▲ 51	61	▲ 31	▲ 137
右京4	464	461	446	419	446	401	2,637	440	435	438	401	391	423	2,528	▲ 24	▲ 26	▲ 8	▲ 18	▲ 55	22	▲ 109
右京5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3	0	0	2	0	0	1	3
右京6	23	25	26	30	21	30	155	17	26	16	23	22	25	129	▲ 6	1	▲ 10	▲ 7	1	▲ 5	▲ 26
西京1	367	366	360	356	335	343	2,127	372	395	371	330	342	363	2,173	5	29	11	▲ 26	7	20	46
西京2	601	594	578	535	529	532	3,369	609	610	574	587	553	559	3,492	8	16	▲ 4	52	24	27	123
洛西	331	355	358	374	351	375	2,144	310	337	317	361	382	378	2,085	▲ 21	▲ 18	▲ 41	▲ 13	31	3	▲ 59
伏見1	344	335	322	328	301	348	1,978	304	361	300	289	314	315	1,883	▲ 40	26	▲ 22	▲ 39	13	▲ 33	▲ 95
伏見2	318	320	319	321	305	328	1,911	338	320	357	332	335	334	2,016	20	0	38	11	30	6	105
伏見3	182	183	178	157	174	175	1,049	167	167	158	169	146	172	979	▲ 15	▲ 16	▲ 20	12	▲ 28	▲ 3	▲ 70
伏見4	493	509	507	487	587	513	3,096	472	479	479	506	473	578	2,987	▲ 21	▲ 30	▲ 28	19	▲ 114	65	▲ 109
深草	440	443	438	421	451	431	2,624	438	426	449	450	414	457	2,634	▲ 2	▲ 17	11	29	▲ 37	26	10
醍醐	375	381	384	401	376	429	2,346	316	382	318	359	394	378	2,147	▲ 59	1	▲ 66	▲ 42	18	▲ 51	▲ 199
総計	10,783	10,976	10,903	10,815	10,640	10,984	65,101	10,651	10,998	10,752	10,770	10,688	10,889	64,748	▲ 132	22	▲ 151	▲ 45	48	▲ 95	▲ 353